

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市民局

(平成 26 年度)

監査結果  
(指摘事項)

改善措置

Ⅲ. 市民局における歳入

4. (6)仙台市青年文化センター（日立システムズホール仙台）

【指摘 15】（附帯設備の使用実態にあわせた規則の見直しについて）

規則上、貸出を行う附帯設備として記載されているが、青年文化センターにおいてHPや「使用のご案内」に掲載されていないものは表Ⅲ-4-(6)-2のとおりである。

平成 27 年 4 月 1 日付けで仙台市青年文化センター条例施行規則を改正し、表Ⅲ-4-(6)-2の附帯設備の削除を行い、規則と使用実態との整合を図った。

また、規則、備品台帳、広報資料、附帯設備現物とが整合するよう定期的な確認を行うこととした。

表Ⅲ-4-(6)-2

施行規則上の 附帯設備 (ビデオ・映写装置類)	使用料 (円)	内容	単価 (円)	数量	金額 (円)	受入 月日
スライド映写機	200	ビクター-S50W#セリン型 同(リモコン(コード付)) 同(ズームレンズ)	1,128,000 32,000 128,000	1 1 1	1,128,000 32,000 128,000	H2.1.15 H2.3.1 H2.3.1
映写機(35ミリ・ 16ミリ兼用)	1,300	35/16mm兼用映写機 ビクター-F-V300PT+H3072,3073	6,000,000	2	12,000,000	H2.3.1
映写機(16ミリ)	500	エルモCXS50XENON	512,000	1	512,000	H2.3.1
AV シアターシステム	800	ソニー-VHP-10420Tカラービデオプロジェクター ソニー機器収納ラック(特型) ソニー-EVM-9020 9型カラーモニター ソニー-SRP-S810SBサブアンプ ソニー-SRP-D1500主電源ユニット ソニースピーカ-SRP-S700 ソニースピーカ-SRP-S800 ソニースピーカコントローラ-SRP-C1002 ソニーTVチューナーVT-X5R ソニー72型カードスクリーンVRS-72HGI ソニーHi8VTR EVO-9800 ソニーパワーアンプSRP-P4005 ソニープロジェクター取付金具FSS-722.10	1,030,000 630,000 90,700 136,100 23,400 71,200 99,600 39,000 48,500 142,000 520,000 120,900 86,900	1 1 1 2 1 2 2 2 1 1 1 1 1 1	1,030,000 630,000 90,700 272,200 23,400 142,400 199,200 78,000 48,500 142,000 520,000 120,900 86,900	H2.2.20 H2.2.20 H2.2.20 H2.2.20 H2.2.20 H2.2.20 H2.2.20 H2.2.20 H2.2.20 H2.2.20 H2.2.20 H2.2.20 H2.2.20 H2.2.20
ロケーションカメラ	1,000	ソニー-BVP-73 CCBカラービデオカメラ	2,780,000	2	5,560,000	H2.1.31

これらの現物は全て青年文化センターに保管されているが、故障、破損、陳腐化（高熱になりフィルム破損の恐れ、アプリケーションなし等）、部品なし等により、故障していなくても使用不可なものである。このような事が発生したのは、規則が現実についていけないことが原因である。規則の見直し等の対応が必要である。

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市民局	(平成 26 年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>Ⅲ. 市民局における歳入</p> <p>4. (6)仙台市青年文化センター（日立システムズホール仙台）</p> <p>【指摘 16】（貸出品から除外されている附帯設備について）</p> <p>規則において貸出が予定されている「実物投影機」（1 時間当たり使用料 50 円）は、市の所有する附帯設備であり現物が青年文化センターに保管されているにもかかわらず、市の貸出品の一覧表である「青年文化センター備品台帳（以下この項で「備品台帳」という。）」に記載されていない。</p> <p>これらの附帯設備は機能的に陳腐化し、今後貸出が見込まれないものであっても所有権は市にあるのであって、貸出の状態は継続されているのであるから、市は備品台帳から削除することなく、貸出状態が解消されない限り備品台帳に計上しておくべきである。</p>	<p>実物投影機は、青年文化センターから市へ返還し貸付を取りやめた上、平成 27 年 4 月 1 日付けで仙台市青年文化センター条例施行規則を改正し、同規則に規定の附帯設備から実物投影機の削除を行い、規則と備品台帳との整合を図った。</p> <p>また、規則、備品台帳、附帯設備現物とが整合するよう定期的な確認を行うこととした。</p>	

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市民局	(平成 26 年度)																									
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置																									
<p>Ⅲ. 市民局における歳入</p> <p>4. (6)仙台市青年文化センター（日立システムズホール仙台）</p> <p>【指摘 18】（使用料を滞納している場合の納付指導について）</p> <p>平成 25 年度末の青年文化センターの使用料で収入未済となっているものは表Ⅲ-4-(6)-3 のとおりである。</p> <p>表Ⅲ-4-(6)-3</p> <table border="1" data-bbox="231 884 782 1019"> <thead> <tr> <th>利用者</th> <th>請求年月</th> <th>使用日</th> <th>場所</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N氏</td> <td>H26/2</td> <td>H26.4.19.</td> <td>練習室1</td> <td>11,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">O氏</td> <td>H26/1</td> <td>H26.4.26.</td> <td>練習室1</td> <td>10,400</td> </tr> <tr> <td>H26/1</td> <td>H26.5.17.</td> <td>練習室1</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">合計</td> <td>27,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>青年文化センターの使用料は、条例、規則において規定されている。支払の時期、方法、口座振替による場合の概要は 4. 監査の結果(1)仙台市民会館【指摘 4】（使用料を滞納している場合の納付指導について）に記載の内容とほぼ同様である。なお、収入未済となっている使用料は、いずれも口座振替による場合であり、引落日に引落が出来なかった（滞納の発生）ものである。</p> <p>滞納が発生した場合の「振替不能のお知らせと納入のお願い」の発送、指定管理者による窓口での納付指導の状況は 4. 監査の結果(1)仙台市民会館【指摘 4】（使用料を滞納している場合の納付指導について）に記載の内容とほぼ同様である。これに加え、青年文化センターの担当課では、以下の手続きを実施している。</p> <p>① 滞納者に対しては、随時文書を郵送することにより納付を促しており、発送記録の保管もしている。</p> <p>② 滞納者に対しては、個別に電話により納付指導を行っている。なお、指導の記録が一定の様式により残されて</p>	利用者	請求年月	使用日	場所	金額(円)	N氏	H26/2	H26.4.19.	練習室1	11,700	O氏	H26/1	H26.4.26.	練習室1	10,400	H26/1	H26.5.17.	練習室1	5,200	合計				27,300	<p>滞納者に対し納付指導を行い、平成 25 年度末に収入未済となった 27,300 円については、平成 26 年 12 月に納付された。</p> <p>また、確実な使用料の徴収を行うため、文書や電話での納付指導のほか、滞納者と連絡がつかない場合は、直接自宅を訪問し、納付指導を行うとともに、それでも納付されない場合、平成 27 年 9 月から、市民利用施設予約システムの利用停止を行うこととした。</p>	
利用者	請求年月	使用日	場所	金額(円)																						
N氏	H26/2	H26.4.19.	練習室1	11,700																						
O氏	H26/1	H26.4.26.	練習室1	10,400																						
	H26/1	H26.5.17.	練習室1	5,200																						
合計				27,300																						

おり、担当が変わった場合の引継も行われている。

収入未済 27,300 円について、引き続き解消に向けた努力が必要である。